

福岡市税滞納処分による差押不動産の公売

不動産公売広報 (期日入札)

【入札日時】 令和 7 年10月28日(火) 午前10時00分から
令和 7 年10月28日(火) 午前11時15分まで

【開札日時】 令和 7 年10月28日(火) 午前11時17分

【入・開札場所】 福岡市役所本庁舎10階 1002会議室
(福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号)

<公売手続に関する問い合わせ先>

【特整 2】 福岡市 財政局 税務部 特別滞納整理課

担当：本庄

〒812-8512 福岡市博多区博多駅前二丁目 8 番 1 号
博多区役所 9 階

TEL：092-292-3134

FAX：092-292-4112

【東区 1】 福岡市 東区 市民部 納税課

担当：岡崎、兼子

〒812-8653 福岡市東区箱崎二丁目54番 1 号
東区役所 2 階

TEL：092-645-1022

FAX：092-632-4970

※お問い合わせや書類の提出は、
平日の午前 9：00～午後 5：00 の時間内にお願いします。

公売財産に関する問い合わせ先は、本書 3 頁（公売財産一覧表）で確認してください。

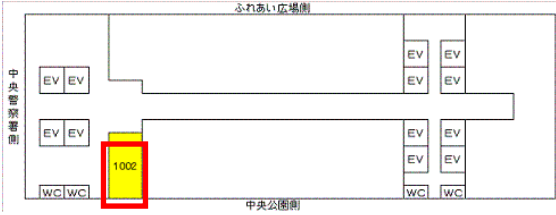
目 次

差押不動産公売とは・・・・・・・・・・・・・・・・	1
令和7年度第1回福岡市不動産公売のご案内・・・・・・・・	2
公 売 財 産 一 覧 表・・・・・・・・・・・・・・・・	3
問 い 合 わ せ 先・・・・・・・・・・・・・・・・	4
公 売 参 加 の 手 引 き・・・・・・・・・・・・・・・・	5
1 期日入札により公売の流れ（あらまし）	
2 公売参加に必要なもの（公売当日にお持ちいただくもの）	
3 入札参加の資格	
4 入札参加申込書提出と公売保証金の納付	
5 入札	
6 開札	
7 最高価申込者及び次順位買受申込書の決定	
8 売却決定・買受代金の納付	
9 売却決定等の取消し	
10 入札・買受申込等の取消し	
11 権利移転の時期等	
12 福岡市暴力団排除条例に基づく排除措置等	
公 売 財 産 の 詳 細（特整2）・・・・・・・・	12
公 売 財 産 の 詳 細（東区1）・・・・・・・・	27
関 係 書 式 記 載 例・・・・・・・・	33

【重要】差押不動産公売とは（必ずお読みください）

- 1 差押不動産公売とは、市税等の滞納のため差し押さえた不動産（以下「公売不動産」という）を強制的に売却し、その代金を滞納市税等に配分する強制徴収（行政上の強制執行）を行う制度です。
- 2 不動産公売において、福岡市は強制徴収を実行する執行機関であって売主でも仲介業者でもありません。差押不動産公売は市有財産（公有地、不要物品等）の売却とは異なる制度です。
- 3 差押不動産公売は一般的な不動産売買ではないため、代金を納付した落札者は、売却意思のない所有者等から「現状有姿・返品不可」を承知の上で公売不動産を買い受けたものとされます。
 - （１） 福岡市は公売不動産の保全・引渡義務を負いません。占有者等に対して明け渡しを求める場合や公売不動産内の動産を処理する場合は、全て買受人の責任において行うことになります。
 - （２） 公売の目的物の種類または品質に関する不適合については、担保責任等を負いません。なお、公売不動産に係るアスベスト、土壌汚染、地下埋設物などに関する専門的調査は行っておりません。
 - （３） 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者と、それぞれ協議してください。福岡市は協議の成否について責任を負いません。
- 4 事前に公売不動産に関する情報を収集・精査し「差押不動産公売は一般的な不動産売買でない」ことを理解したうえで入札に参加してください。

令和7年度第1回福岡市不動産公売のご案内

公売方法	期日入札
入札日時	令和7年10月28日（火）午前10時00分から午前11時15分まで ※午前10時00分までにお集まりください。 ※入札参加時に公売保証金の納付が必要です。（7～8頁参照）
問い合わせ先	【特整2】福岡市 財政局 税務部 特別滞納整理課 （〒812-8512 福岡市博多区博多駅前二丁目8番1号 博多区役所9階） 【東区1】福岡市 東区 市民部 納税課 （〒812-8653 福岡市東区箱崎二丁目54番1号 東区役所2階） 入札参加申込書を持参される場合は、 <u>平日の午前9：00から午後5：00の時間内</u>にお願いします。
公売保証金の納付期限	令和7年10月28日（火） 午前11時00分まで
開札日時	令和7年10月28日（火） 午前11時17分
入・開札場所	福岡市役所 本庁舎 10階1002会議室 （福岡市中央区天神 一丁目8番1号）  市役所本庁舎10階見取り図
売却決定日時	令和7年11月12日（水） 午前10時00分
買受代金の納付期限	令和7年11月12日（水） 午後2時30分まで

【注意事項】

- ① 公売参加にあたっては、必ず「公売参加の手引き」（本書5～11頁）を参照してください。
- ② あらかじめ公売財産の現況、法令上の規制等を確認し、登記簿等を閲覧したうえで入札に参加してください。
- ③ 公売財産について本書に掲載している事項が現況と異なる場合は、現況を優先します。
- ④ 福岡市は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者等に対して明渡しを求める場合は、買受人が行うことになります。なお、土地の境界については、買受人が隣接地所有者と協議してください。
- ⑤ 福岡市は、公売物件の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。
- ⑥ 本書に掲載の公売財産について、公売を中止する場合があります。

<公売財産一覧表>

執行機関	福岡市財政局税務部特別滞納整理課
売却区分	特整 2
見積価額	22,250,000 円
公売保証金	2,230,000 円
不動産の表示 (公簿表示)	土地 1 筆、建物 1 個
	土地 (所在) 福岡市東区唐原四丁目 (地番) 654 番 23 (地目) 山林 (地積) 839 m² 建物 (所在) 福岡市東区唐原四丁目 6 5 4 番地 2 3 (家屋番号) 654 番 23 (種類) 居宅 (構造) 鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建 (床面積) 1 階 19.61 m² (公簿上) ※別途未登記増築分あり 2 階 142.01 m² (公簿上)
詳細	12 頁～26 頁

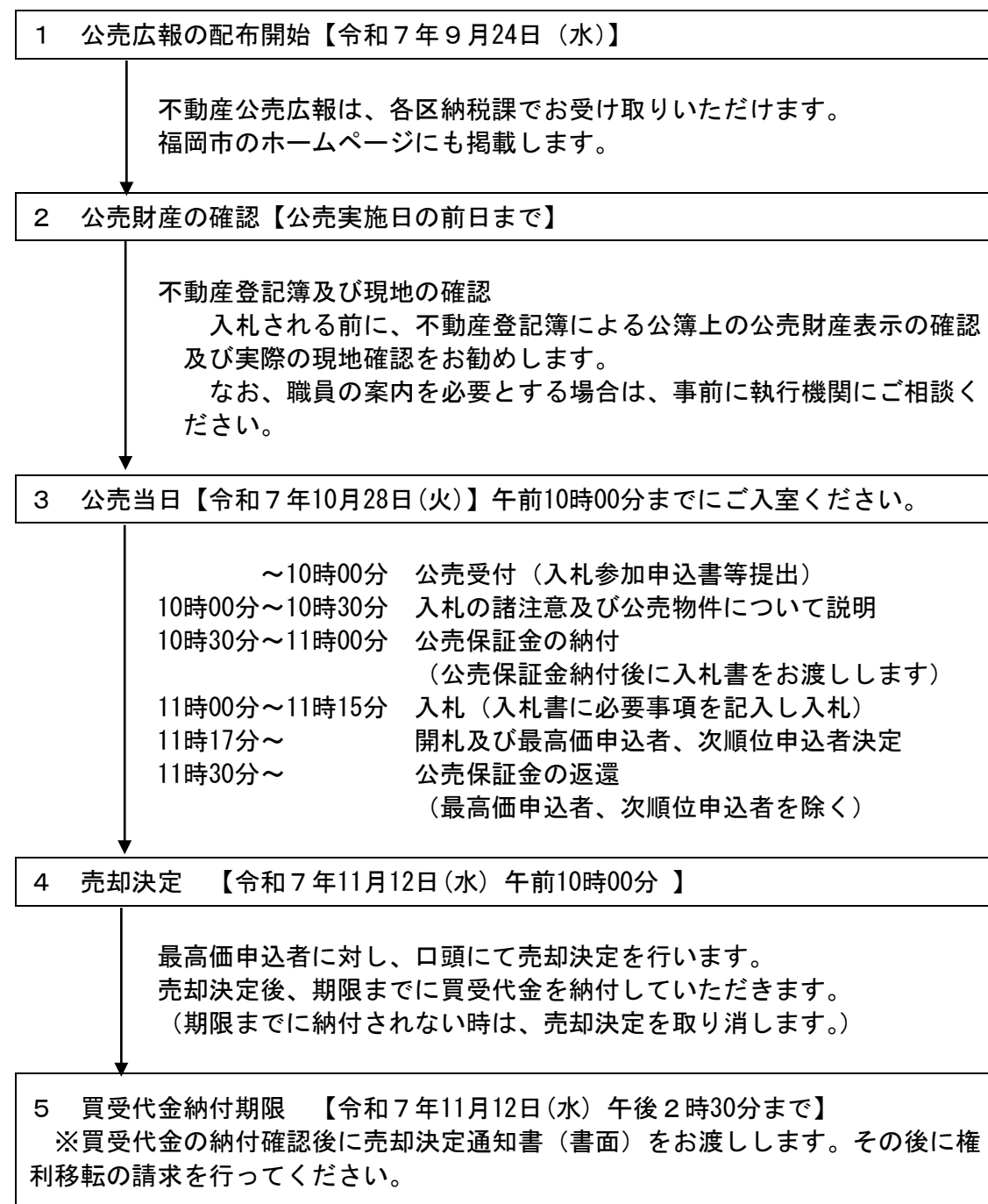
執行機関	福岡市東区市民部納税課
売却区分	東区 1
見積価額	2,253,000 円
公売保証金	230,000 円
不動産の表示 (公簿表示)	土地 2 筆
	土地 (所在) 福岡市東区箱崎一丁目 (地番) 2733 番 2 (地目) 宅地 (地積) 78.53 m² 土地 (所在) 福岡市東区箱崎一丁目 (地番) 2734 番 7 (地目) 宅地 (地積) 86.76 m²
詳細	27 頁～32 頁

＜問い合わせ先＞

公売手続・ 公売物件に 関すること (執行機関)	特整 2	福岡市役所財政局税務部特別滞納整理課 (福岡市博多区博多駅前二丁目 8 番 1 号) 担当 本庄	TEL : 092-292-3134 FAX : 092-292-4112
	東区 1	福岡市東区役所市民部納税課 (福岡市東区箱崎二丁目 54 番 1 号) 担当 岡崎、兼子	TEL : 092-645-1022 FAX : 092-632-4970

公売参加の手引き

1 期日入札による公売の流れ（あらまし）



※各項目の詳細は次頁以降でご確認ください。

2 公売参加に必要なもの（公売当日にお持ちいただくもの）

	入札の形態					
	個人		法人		共同入札	
	本人	代理人	法人 代表者	代理人	共同入札 代表者	代理人
入札参加申込書 (入札者が記載)	○	○	○	○	○ (注3)	○
公売保証金	○	○	○	○	○	○
本人確認書類 (注1)	○	○	○ (注2)	○	○	○
委任状	×	○	×	○	○ (注4)	○ (注5)
陳述書	○	○	○	○	○ (注3)	○

(注1) 運転免許証などの公的機関発行の証明書

(注2) 代表権限を有することを証する書面（商業登記簿謄本等）

(注3) 共同入札者全員が提出

(注4) 共同入札者全員からの委任状

(注5) 共同入札代表者からの委任状及び(注4)の委任状

※入札者が営利法人又は個人営業者の場合は、公売保証金の返還を受ける際に、
領収書用の収入印紙（200円）が必要となります。

3 入札参加の資格

公売保証金を納付すれば、原則として、どなたでも公売に参加することができますが、次の各号に該当する方は、公売財産を買い受けることはできません。そのため、入札参加申込書と一緒に陳述書（暴力団員等に該当しないことの陳述）の提出が必要です。

(1) 滞納者本人等、国税徴収法第92条（買受人の制限）の規定に該当する者

(2) 換価処分 of 執行の妨害等の行為をした者等、国税徴収法第108条（公売実施の適正化のための措置）第1項各号の規定に該当する者

(3) 国税徴収法99条の2第1号に規定する暴力団員等

※ 暴力団員等とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

(4) 公売財産の買受人について、一定の資格その他の要件を必要とする場合に、これらの資格等を有しない者

※ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号で規定する暴力団、同法第2条第6号で規定する暴力団員、若しくは暴力団員と密接に係る者を有する者は、福岡市暴力団排除条例第6条（市の事務及び事業における措置）において、市が実施する入札に参加できません。

※ 代理人が入札手続きを行う場合は、代理権限を証する委任状及び陳述書（暴力団員等に該当しないことの陳述）の提出が必要です。なお、代理人についても、上記の公売参加資格を満たす必要があります。

※ 入札後に、入札参加資格を満たさないことが判明した場合は、公売財産を買い受けることはできません。

4 入札参加申込書提出と公売保証金の納付

入札に参加するためには、入札参加申込書及び陳述書の提出と公売保証金の納付が必要です。

(1) 入札参加申込書及び陳述書

「入札参加申込書」、「陳述書」に必要事項をご記入の上、入札会場にお持ちください（事前提出も可能です）。

入札参加申込書を提出していただく際に、身分証明書など上記2に記載の書類を確認させていただきます。（不備の確認が行えますので、事前提出をおすすめします。）

※ 入札者が法人の場合は、商業登記簿に記載されている役員全員の氏名等必要事項を3 法人役員欄に記入してください。

※ 共同入札の場合は、共同入札者全員がこの入札参加申込書を提出してください。

※ 記入内容に不備がある場合（本人確認書類が無い、法人登記簿の記載内容と相違がある等）は、入札参加を受け付けることができません。

(2) 公売保証金の納付

公売保証金提出書兼受入書を添えて公売保証金を納付してください。引き換えに保証金一時保管証と入札書をお渡しします。

また、共同入札をされる方はお申し出ください。共同入札用の入札書をお渡しします。

なお、最高価申込者が納付した公売保証金は買受代金の一部に充当し、最高価申込者以外の入札者の公売保証金は払戻しを行います。

公売保証金に利子は付きません。

①公売保証金の納付方法

納付期限	令和7年10月28日（火） 午前11時00分まで ※公売保証金の納付が無い場合は、入札は受け付けられません。	
納付場所	公売会場（福岡市役所10階 1002会議室）	
納付方法	現金	
納付金額	特整2	2, 230, 000円
	東区1	230, 000円

②公売保証金の払戻し

次順位買受申込者(※1)	次順位買受申込者が納付した公売保証金は、最高価申込者の提供した公売保証金と同様に保管することになりますが、最高価申込者が買受代金を納付したなどにより、次順位買受申込者に売却決定されないことが明らかとなったときは、請求書に記載された金融機関の口座に振り込みます。(※2) なお、最高価申込者が売却決定を取り消されたときなど、次順位買受申込者に対して売却決定をした場合は、買受代金に充てることになります。
「最高価申込者及び次順位買受申込者」以外	公売終了後、直ちに払戻しをいたします。

※1 最高価申込者及び次順位買受申込者の決定については、9頁を参照してください。

※2 振込手続きの関係上、指定された口座への入金には3週間程度を要します。

③売却決定等の取消し・公売保証金の取扱い

下表のア～ウの場合は、国税徴収法の規定に基づいて、売却決定等を取り消し、公売保証金は右欄のとおり取り扱います。

売却決定等を取り消す場合		公売保証金の取扱い
ア	最高価申込者又は次順位買受申込者等が、前記「3 入札参加の資格」(1)、(2)に該当した場合	福岡市に帰属
イ	売却決定を受けた者が、公売財産の買受代金を納付期限までに納付しない場合	
ウ	・売却決定に基づく買受代金納付前に、その公売に係る福岡市徴収金の完納の事実が証明された場合 ・法律の規定に基づき公売手続を停止した場合において、買受人が買受申込み等を取り消した場合	買受人に返還

5 入札

公売保証金の納付と引き換えにお渡しする入札書は、以下の注意事項を守って、必要事項及び入札金額を記入し、締切時間までに入札箱に入れてください。

(注意事項)

- 入札書は、インク又はボールペンにより明瞭な字で記入してください。
- 入札書には、個人にあっては住民登録上の住所及び氏名、法人にあっては商業登記簿上の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。
- 入札書に記載の住所・氏名により登記を行いますので、架空の名義や他人の名義は絶対に使わないでください。
- 代理人が入札手続きを行う場合は、入札書の代理人欄に、入札者本人と代理人のそれぞれの住所・氏名を記入してください。
- 複数人で共同入札する場合（物件を共有で所有する場合）は、共同入札用の入札書を使用し、共同入札者各人の住所・氏名を連署のうえ、各人の持分を記入してください。また、共同入札者全員が入札参加申込書兼陳述書及び共同入札代表者への委任状を提出する必要があります。
- 入札価額は、見積価額以上の金額を丁寧に記入し、頭部には必ず「金」又は「¥」の文字をつけてください。
- 金額の全桁が記入されていないなど入札価額の記入に不備がある入札書や入札価額を訂正した入札書は無効となります。提出前には入札書の記入内容を十分にご確認いただき、入札価額を書き損じたときは、訂正しないで新しい入札書を請求してください。
- 提出した入札書は、引き換え、変更又は取り消しをすることができません。
- 同一人（法人）が、一つの公売財産に対して、複数の入札書を提出した場合は、その者が提出した入札書はすべて無効となります。

- 2以上の公売財産に対して入札される場合、入札書は、公売財産ごとに入札書提出用封筒に入れて、必ず封をしてください。
- 「入札価額」欄に記入する金額は、消費税相当額を含めた金額を記入してください。

***消費税に関する留意事項（参考）**

- ・課税財産・・・建物
- ・混在財産・・・土地及び建物の一括売却、敷地権付区分所有建物、地上権（賃借権）付建物
- ・非課税財産・・・土地、地上権（賃借権）

6 開札

入札書は入札者の面前で開札します。また、開札終了後、最高価申込者と次順位買受申込者へ、その後の手続きについて説明します。

7 最高価申込者及び次順位買受申込者の決定

（1）最高価申込者の決定

見積価額以上の入札者のうち、最高価額による入札者を最高価申込者として決定します。

最高価額による入札者が2人以上いる（同額である）場合には、開札作業終了後にこれらの者の間で、追加入札（注1）を行い、最高価申込者を決定します。

（注1）追加入札

追加入札の入札価額は、当初の入札価額以上とする必要があります。なお、追加入札による最高価額も同額のときは、くじで最高価申込者を決定します。

当初の入札価額に満たない価額で追加入札をしたとき、又は追加入札をすべき者が入札しなかったときは、国税徴収法第108条の規定（その後2年間の公売場所への入場、入札等の制限）が適用され、公売保証金を返却しない場合があります。

（2）次順位買受申込者の決定

最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額で入札し、かつその入札価額が最高価申込者の入札価額から公売保証金額を引いた金額以上（次順位の入札価額 ≥ 最高価申込価額 - 公売保証金額）である入札者から次順位買受の申込みがあった場合は、その入札者を次順位買受申込者として決定します。

次順位買受申込者の決定は、最高価申込者の決定後、直ちに開札場所にて行います。

最高価申込者とその決定を取り消されたとき又は売却決定が取り消されたときは、次順位買受申込者に対し売却決定をします。

8 売却決定・買受代金の納付

売却決定日に、最高価申込者に対し、口頭で売却決定を行うことにより、最高価申込者が買受人となります。最高価申込者とその決定を取り消されたとき、又は売却決定が取り消されたときは、次順位買受申込者が買受人となります。

買受人は、納付期限までに買受代金の全額（公売保証金を除く）を一括して納付してください。

なお、納付期限までに買受代金の入金を確認できないときは、売却決定が取り消され、公売保証金は没収となります。

(1) 買受代金の納付方法

買受代金	入札価額から公売保証金額を差し引いた額	
納付期限	令和7年11月12日（水） 午後2時30分まで ※ 次順位買受申込に対して売却決定が行われた場合は、福岡市から改めて納付期限（その売却決定の日から起算して7日を経過した日等）をご案内します。	
納付方法	売却決定の時に、「納入通知書兼納付書」を交付しますので、金融機関窓口にて買受代金を納付してください。 ※ 買受代金は、執行機関が指定した金融機関の口座に振り込むこともできます。事前に執行機関へお申し出ください。	
納付場所等 （執行機関等）	特整2	・福岡市の指定金融機関窓口 ・福岡市 財政局 税務部 特別滞納整理課 の指定する口座
	東区1	・福岡市の指定金融機関窓口 ・福岡市東区役所 市民部 納税課 の指定する口座

注）銀行振込に手数料が必要な場合は、入札者の負担になります。

9 売却決定等の取消し

売却決定に基づく買受代金の納付前に、公売に係る市税徴収の完納の事実が証明された場合には、その売却決定を取り消します（その場合、公売保証金は返還します。）。その他、買受人が入札参加資格を満たさないことが判明した場合や、買受代金をその納付期限までに納付しない場合、又は国税徴収法第108条第2項の規定により最高価申込者の決定を取り消した場合は、その売却決定を取り消します。

10 入札・買受申込等の取消し

買受申込者に対し売却決定が行われた後等であっても、買受代金の納付前に滞納者などから不服申立てなどがあった場合、公売の手続は停止します。この場合、最高価申込者及び次順位買受申込者は、買受申込等の取消しをすることができ、取り消された場合には公売保証金を返還いたします。

11 権利移転の時期等

(1) 権利移転の時期

公売財産の権利移転の時期は、買受人が買受代金の全額を納付したときです。

(2) 危険負担移転の時期

公売財産の権利移転に伴う危険負担移転の時期は、買受代金が全額納付されたときです。したがって、買受代金納付後に生じた公売財産のき損、盗難、焼失等による損害は買受人が負担することになります。

なお、福岡市は公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者等に対して明渡しを求める場合は、買受人が行うことになります。

また、福岡市は、公売物件の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。

※ 土地の境界については、買受人が隣接地所有者と協議してください。

(3) 権利移転に伴う費用の負担

公売財産の権利移転手続きに必要な登記についての登録免許税その他の費用は買受人の負担になります。登録免許税その他の費用の計算は、買受人の責任において行ってください（福岡市はその責任を負いません）。なお、登録免許税の税率等、詳しくは法務局へ問い合わせてください。

(4) 権利移転の請求

権利移転の登記又は登録は、買受人の請求により福岡市（執行機関）が関係機関に対し、その登記又は登録の嘱託を行います。

買受人は、買受代金の全額を納付し、「売却決定通知書」を受領した後、執行機関に対し、速やかに権利移転の登記又は登録を請求してください。なお、請求には、以下の書類が必要となります。

- ・市町村役場の固定資産税評価証明書又は同通知書
（物件所在地の市町村役場に「売却決定通知書」を提示し、取得してください。）
- ・買受人の住所・所在地を証する書面
個人の場合・・・住民票の写し等
法人の場合・・・法人の登記簿謄本等
- ・登記嘱託書及び登記識別情報（登記済証）の郵送に要する郵便切手（簡易書留分）
- ・登録免許税（書面申請）の領収証書又は同税相当額の収入印紙
（登録免許税の領収証書は、登記申請書に添付するため、原本の提出が必要です。）

12 福岡市暴力団排除条例に基づく排除措置等

(1) 売却決定等の取消し

福岡県警察本部からの通知等により、入札者又は最高価申込者が、前記「3 入札参加の資格」(3)の暴力員等及び福岡市暴力団排除条例第2条の暴力団員又は暴力団、さらに暴力団員と密接に関係を有する者に該当することが判明したときは、国税徴収法第108条第5項に該当するものとして、その入札がなかったものとし、又はその決定等を取り消します。

(2) 公売保証金の取扱い

前記(1)のとおり売却決定等の取消しを行った場合は、その入札者等が納付した公売保証金は、本人に返還しますが、国税徴収法第189条による罰則の適用を検討します。

【国税徴収法第189条】

第99条の2（暴力団員等に該当しないこと等の陳述）（第109条第4項（随意契約による売却）において準用する場合を含む。）の規定により陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

公売財産の詳細（特整 2）

売却区分	特整 2	執行機関	福岡市 財政局 税務部 特別滞納整理課
見積価額	22,250,000 円	公売保証金	2,230,000 円

土地の情報

画 地 条 件	地 積	839 m ² （登記数量）		
	間 口	北西側約 22m		
	奥 行	約 23m（最大）		
	形 状	ほぼ長方形		
	接 面 状 況	中間画地 等高～2.5m程度高位に接面		
	地 勢	概ね平坦であるが、画地の北東端部及び東端部の一部に法地が介在している		
	境 界 画 定 情 報	法地部分の境界はやや不明瞭		
街 路 条 件	道 路 の 種 別	市道		
	系 統 及 び 連 続 性	やや劣る		
	幅 員	北西側約 4.3m舗装市道		
	舗 装	有		
	歩 道	無		
交通接近条件	最 寄 駅	JR 鹿児島本線「九産大前」駅まで約 950m		
	最 寄 バ ス 停	西鉄バス「大名」停留所まで約 600m		
	最 寄 商 業 施 設	ダイレックス香椎店まで約 1.8 km		
	公 共 施 設 等	福岡市立香住丘小学校まで約 1.3 km		
環 境 条 件	隣接不動産等周辺の状況	戸建住宅等		
	供給処理施設整備の状態	上下水道、公共下水道、プロパンガス		
行 政 的 条 件	区 域	市街化区域		
	用 途 地 域	第 1 種低層住宅専用地域		
	建 ペ い 率	指定 50%	注）特別用途地区であり、建物用途等によっては建ぺい率 40%、容積率 60%に制限される場合あり）	
	容 積 率	指定 80%		
	防 火 規 制	なし		
	そ の 他	土砂災害警戒区域、洪水浸水区域等の指定はなし		

土 壌 汚 染 の 有 無	現地調査及び水質汚濁防止法による特定施設がある特定事業場ではないこと及び地歴等から、土壌汚染の可能性は低いものと判断されるが、詳細は不明である。
そ の 他	・ 堀車庫（シャッター付）が存している。 ・ 地域の地勢は南西向きの傾斜地勢。 ・ 東側に原野・山林が介在している。

※地積等は公簿表示によります。また、境界については隣地共有者と協議してください。
 ※土地上手入れされていない木々がたくさん生い茂っています。

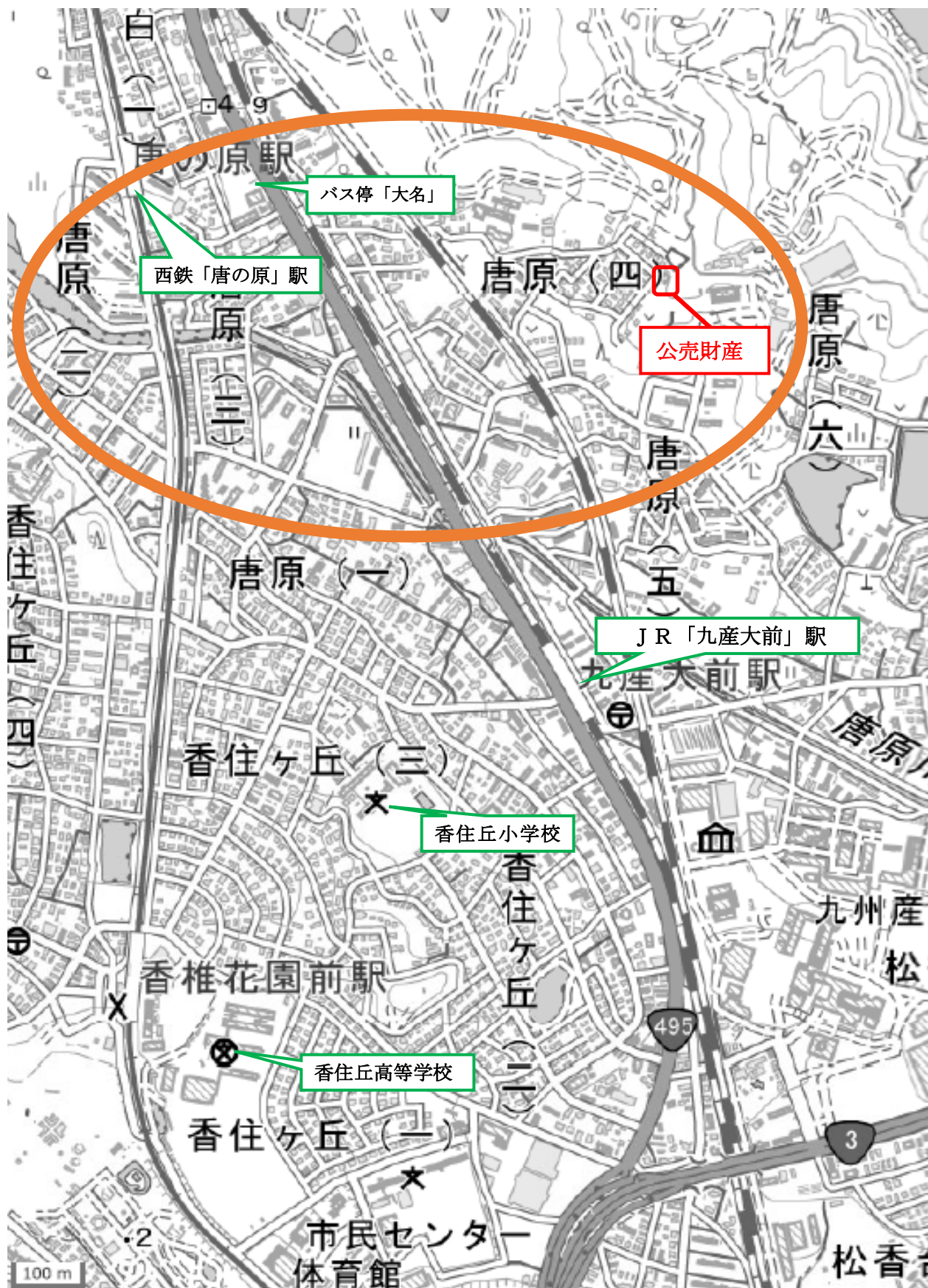
建物の情報

建築の概要	建 築 時 期	昭和 45 年 12 月 20 日新築（約 55 年経過）
	種 類	居宅
	構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建、居宅
	床 面 積	1 階 19.61 m ² （公簿上）※1 階は別途未登記増築部分あり 2 階 142.01 m ² （公簿上） ※未登記部分として、堀車庫も存する。
設備の概要	電 気	使用可能かどうかについて不詳
	給 排 水 衛 生	上下水道有
	ガ ス	プロパンガス
使用資材の 品等・施工 の質及び量	居宅としては中品等の資材使用・設計施工 【主体】鉄筋コンクリート造【外壁】吹付【屋根】陸屋根【床】フローリング、 畳ほか【内壁】ビニールクロス貼、砂壁ほか【天井】ビニールクロス貼、ラミレ ート天井	
維持管理の 状 態	摩滅破損・老朽化の程度・・・経年相応でかなり老朽化し、破損箇所も多い。 大規模な補修を要す。	
そ の 他	・家屋内に少量の残置物（金庫等）のほか、植木・庭石等が存するが、所有者は 放棄の意思を示している。	

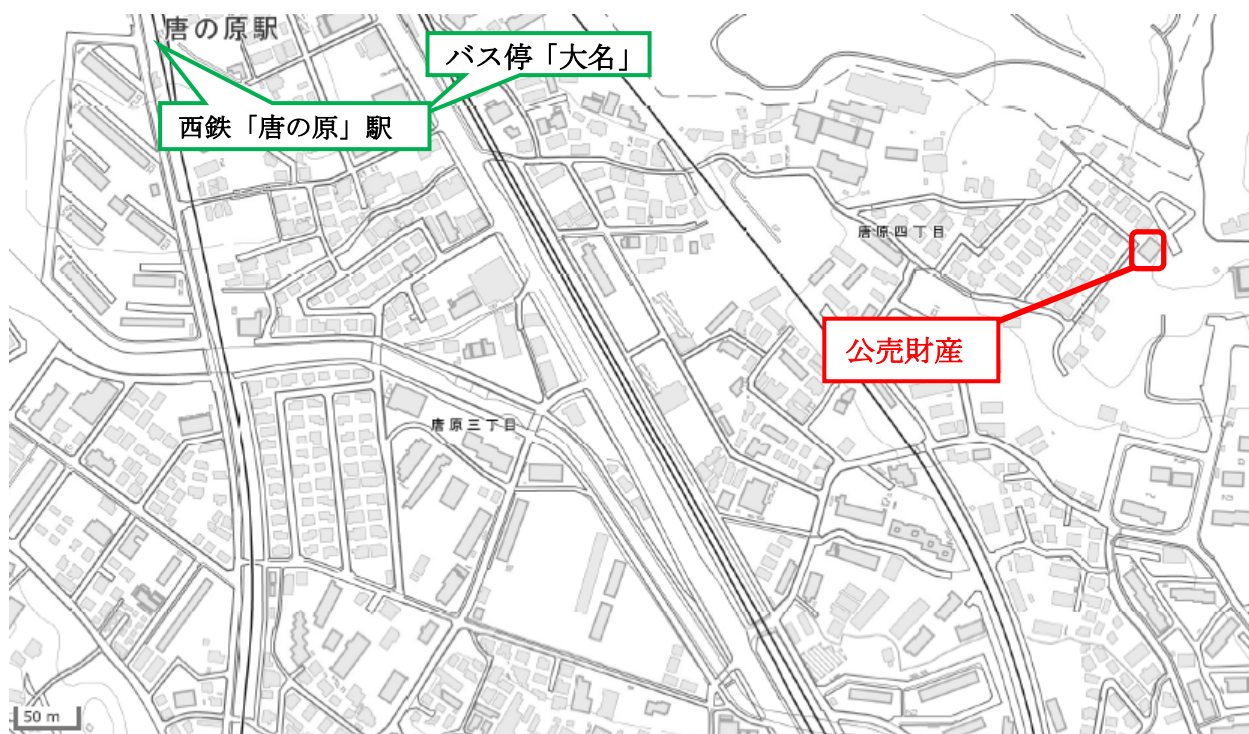
※残置物の撤去などは、すべて買受人自身で行ってください。

公売物件位置図

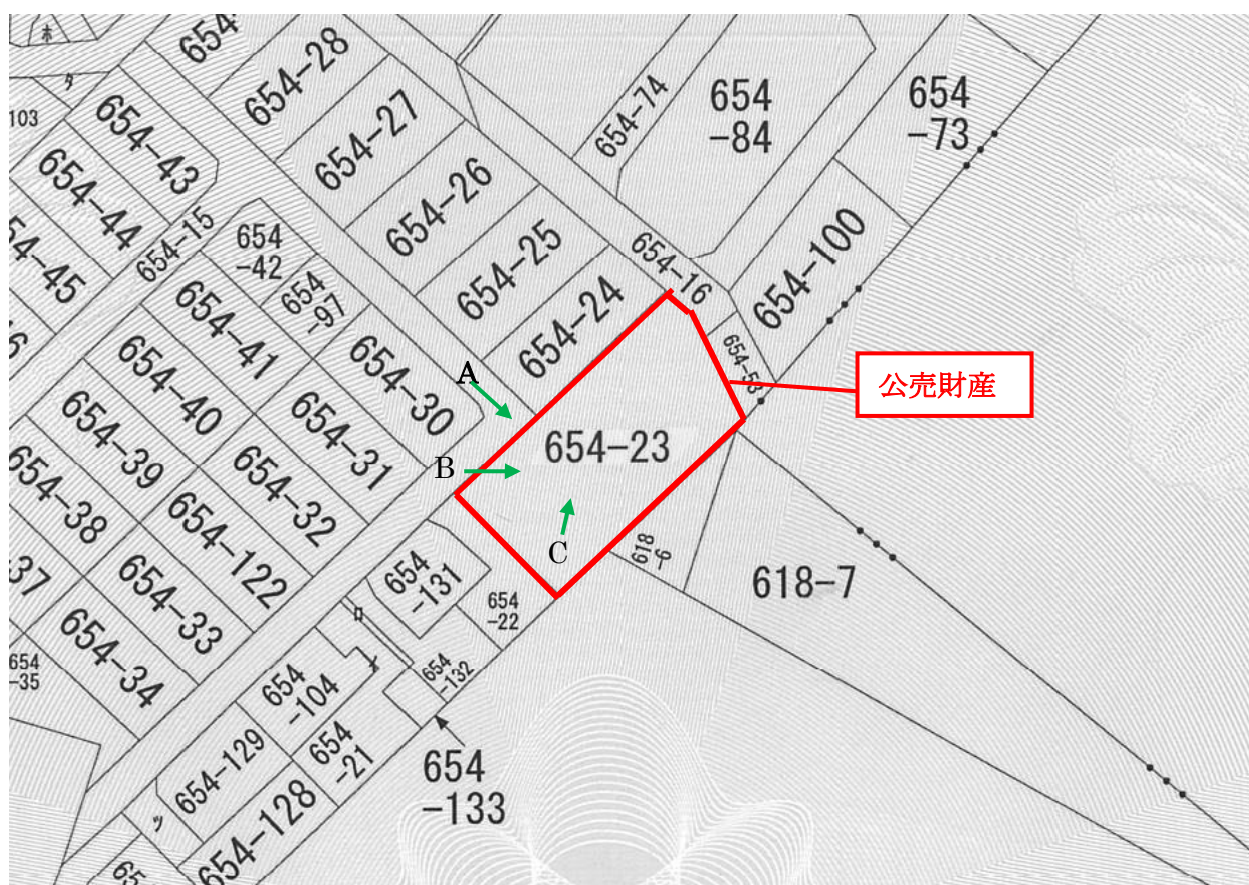
福岡市東区唐原4丁目14番8号



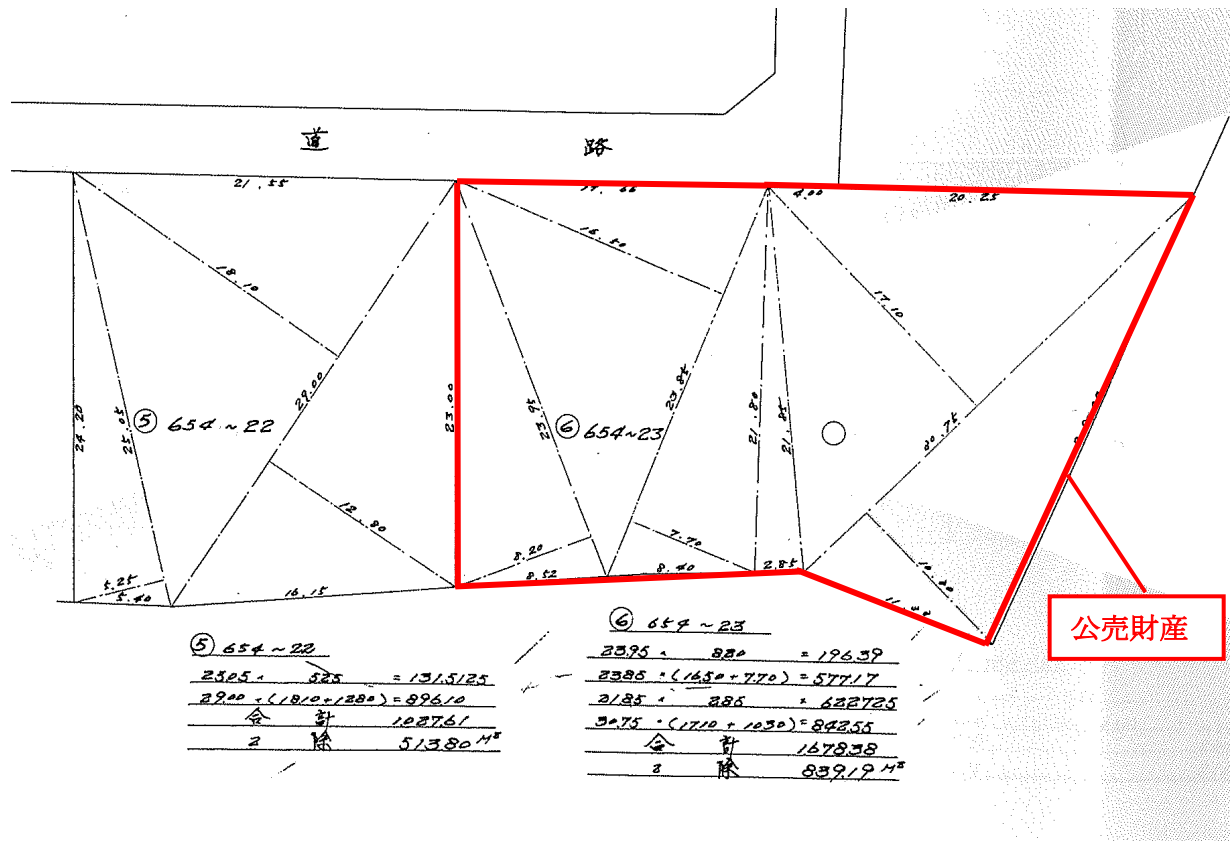
位置図（拡大）



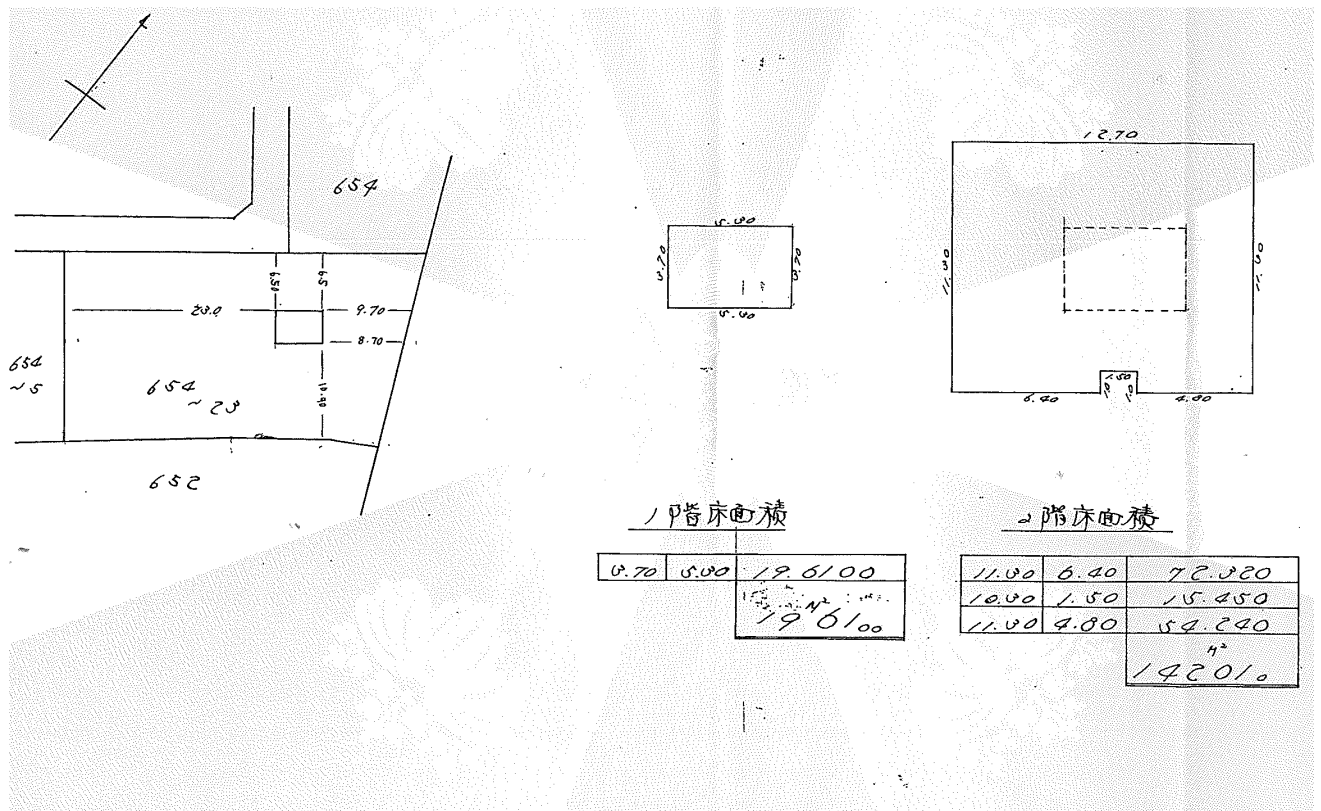
公図（字図）



地積測量図

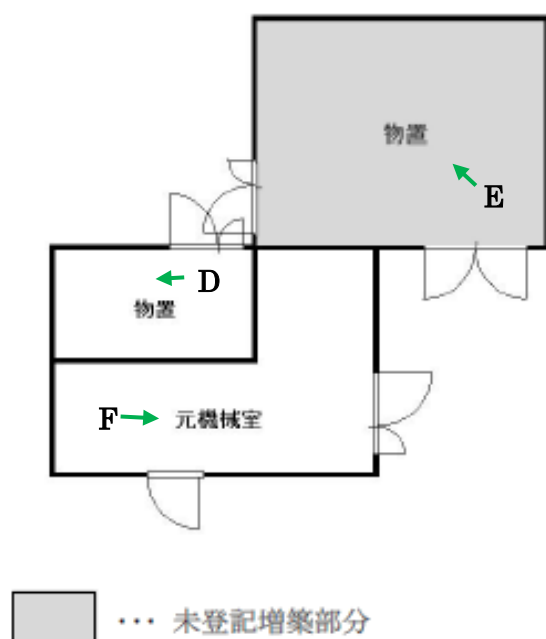


建物平面図（登記部分のみ）



間取り図

1 階部分



2 階部分



A 建物全景（北西側から）建物下部に堀車庫あり



B 建物外観（西側 シャッターは電子式 通電後の使用可否不明）



C 建物外観（南側から）



堀車庫（向かって右側 壁・天井の裂傷目立つ）



堀車庫から外階段に向かう通路（壁・天井の裂傷が目立ちます）



1階 外階段



外階段下の1階天井（鉄骨露出）



E 1階 物置（未登記増築部分）



D 1階 物置（登記部分）



F 1階 元機械室



G 2階（玄関）入口



H 2階 ユーティリティー



I 2階 洋室①



J 洋室① 南東側の壁に剥がれあり



K 洋室②



L 洋室③



M 和室



N 和室縁側



O キッチン



P 洋室④



浴室



トイレ



脱衣所（壁紙の剥がれあり）



Q バルコニー（北西側）



R バルコニー南東側（屋根軒天井 裂傷）



バルコニーからの眺望

S



公売財産の詳細（東区 1）

売却区分	東区 1	執行機関	福岡市東区役所市民部 納税課
見積価額	2,253,000 円	公売保証金	230,000 円

土地の情報

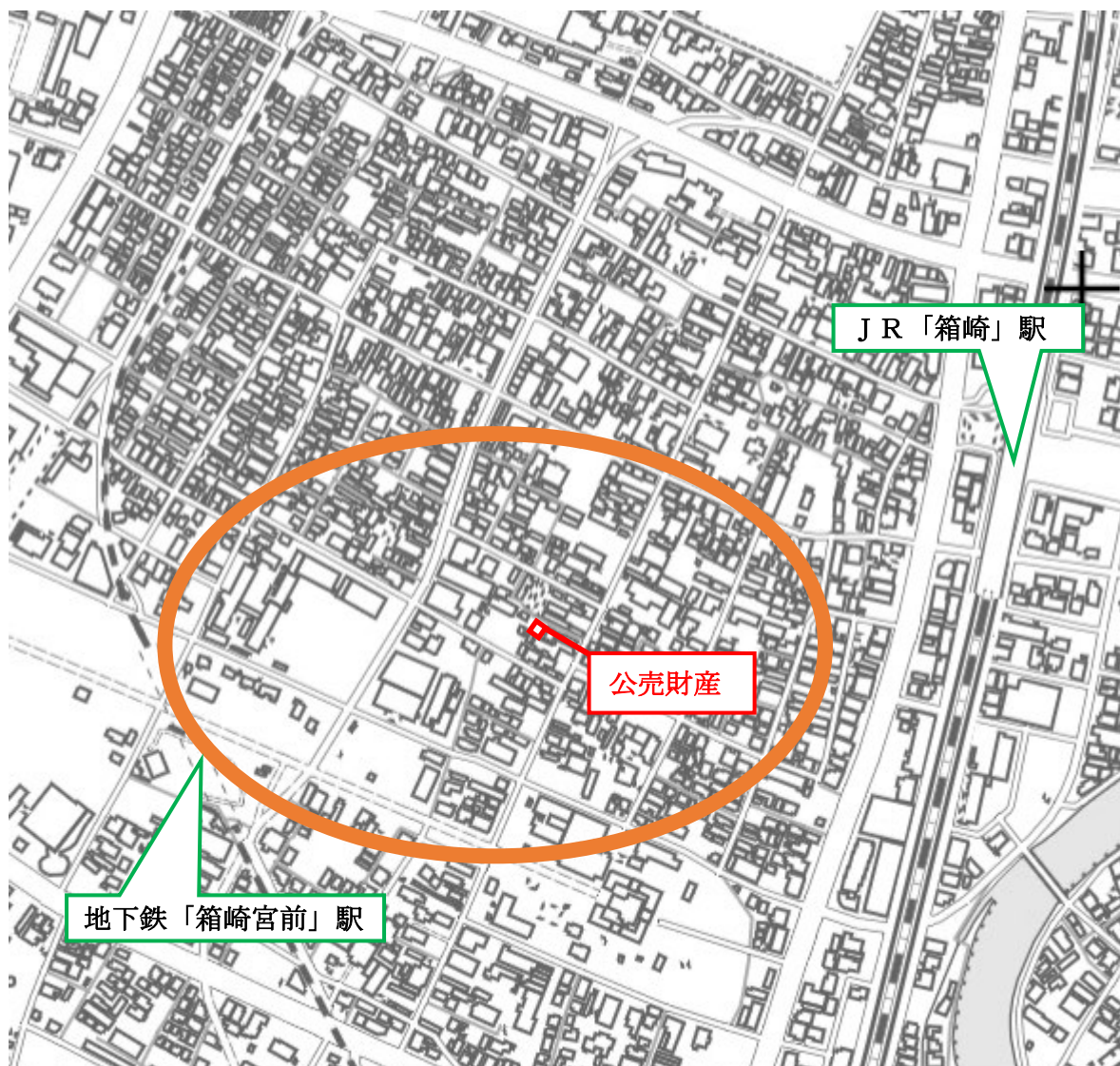
画 地 条 件	地 積	165.29 m ² （登記数量）
	間 口	約 12.7m
	奥 行	約 14.0m（最大）
	形 状	長方形
	接 面 状 況	中間画地で等高接面
	地 勢	概ね平坦であるが、極めて狭小な街路に接面することにより、日照・通風及び居住環境は大きく劣る。
	境 界 画 定 情 報	境界は既存の塀等により概ね明瞭。
街 路 条 件	道 路 の 種 別	舗装道路（ <u>建築基準法上の道路ではない</u> ）
	系 統 及 び 連 続 性	極めて劣る
	幅 員	北東側約 0.9～1.0m舗装道路 ※接面する道路について 地番 2732 番 1 所有者 福岡市（ <u>認定道路ではない</u> ）
	舗 装	有（アスファルト）
交通接近条件	最 寄 駅	JR 鹿児島本線「箱崎」駅まで約 550m 市営地下鉄箱崎線「箱崎宮前」駅まで約 450m
	最 寄 バ ス 停	西鉄バス「網屋町」停留所まで約 250m
	最 寄 商 業 施 設	マックスバリュ宮崎宮前店まで約 800m
	公 共 施 設 等	福岡市立箱崎小学校まで約 250m
環 境 条 件	隣接不動産等周辺の状況	低層住宅、共同住宅のほか低層店舗、クリニック等も混在する住・商混在地域
	供給処理施設整備の状態	上水道、公共下水道、都市ガス（引き込み可）
行 政 的 条 件	区 域	市街化区域
	用 途 地 域	商業地域
	建 ぺ い 率	指定 90%
	容 積 率	指定 240%
	防 火 規 制	準防火地域

	そ の 他	洪水浸水想定区域内（最大浸水深 0.5m未満の区域）
土 壌 汚 染 の 有 無	現地調査及び水質汚濁防止法による特定施設がある特定事業場ではないこと及び地歴等から、土壌汚染の可能性は低いものと判断されるが、詳細は不明である。	
そ の 他	・埋蔵文化財包蔵地「箱崎遺跡」内である。	
<<重要>> 街路条件の欄にも記載済であるが、接面する道路は建築基準法上の道路ではなく、建築基準法上の道路に接面していない土地となるため、<u>単独利用では建築物等の建築は不可</u>である。		

※地積等は公簿表示によります。また、境界については隣地共有者と協議してください。
 ※土地上に手入れされていない樹木が3本あります。

公売物件位置図

福岡市東区箱崎一丁目 2733 番 2、2734 番 7



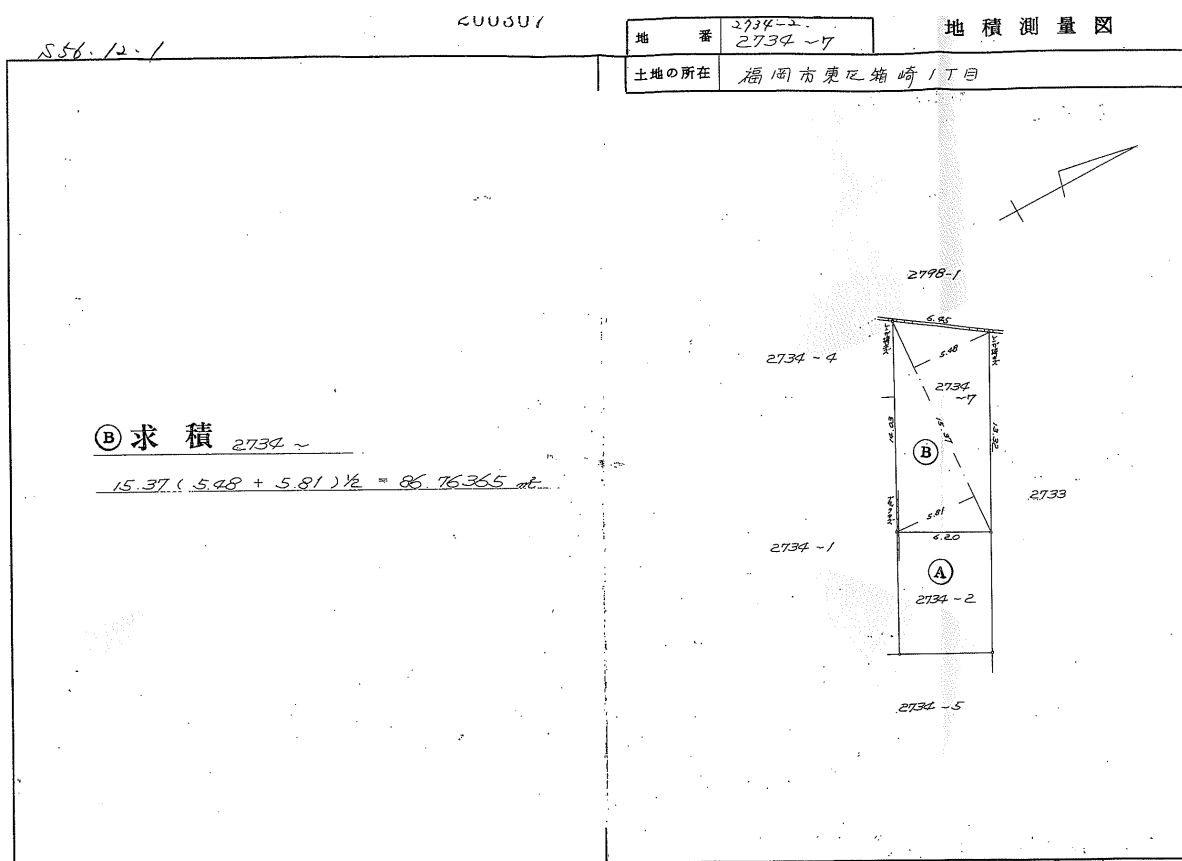
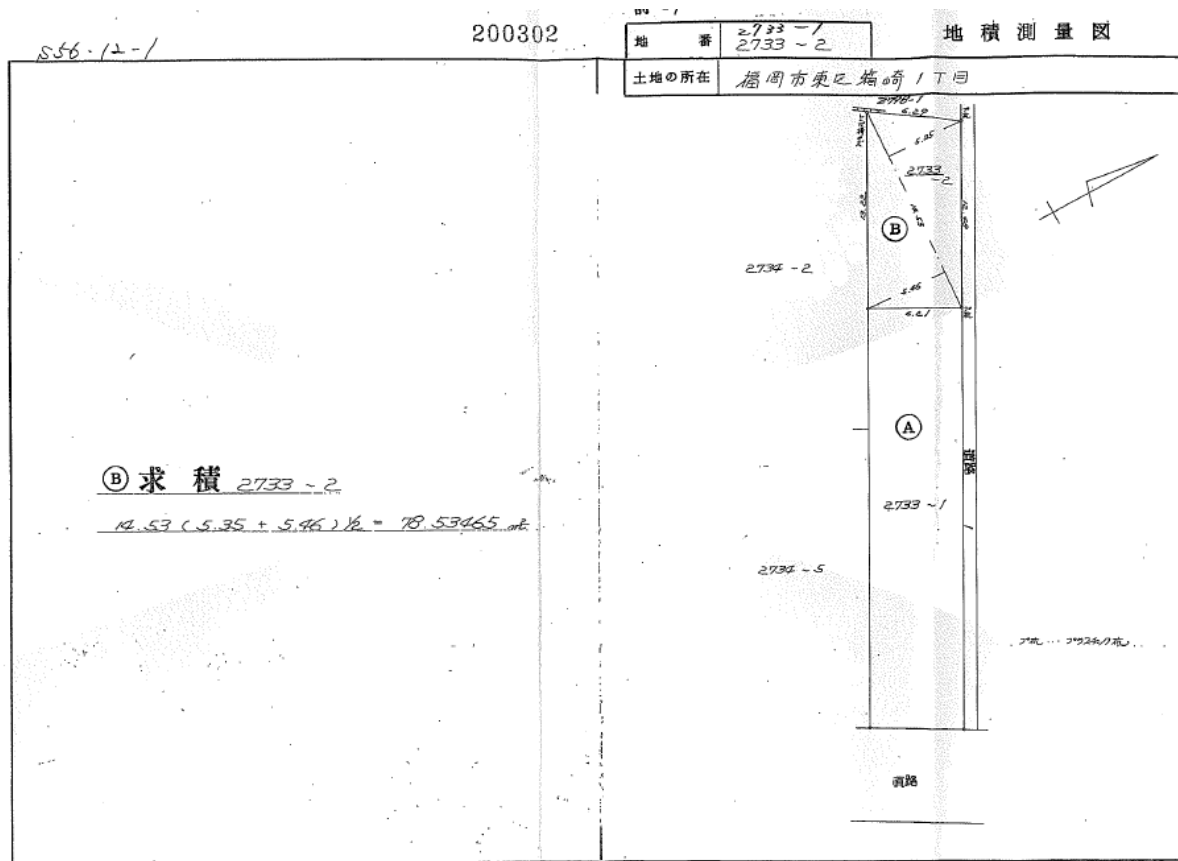
位地図（拡大）



公図（字図） 矢印（A～Dは写真の撮影方向）



地積測量図



現地写真

A 敷地に接道する道路幅員は 0.9～1.0m程度である。



B 現地は荒れており、樹木 3 本がある。



C 接道面以外は、隣接地との境界付近に塀がある。



D



記載例

入札参加申込書

令和 年 月 日

福岡市長 様

法人の場合は、代表者の役職名と氏名をご記入ください。

入 札 者	住所・法人所在地	福岡市●●区●●▲丁目▲番▲号
	ふりがな	□□□ □□□
	氏名 法人名称	○○ ○○
	法人代表者	
	生年月日	昭和○○ 年 ○○月 ○○日

令和▲年▲月▲日開札の令和▲年度第▲回福岡市不動産公売の売却区分**特整/東区** ▲について、添付書類を添えて申込みます。

なお、この申込書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約いたします。

また、参加条件の確認のため、この申込書及び添付書類の記載事項をもとに官公庁への照会を行うことについて承諾します。

記

1 入札参加条件

次に該当する方は、公売財産を買い受けることは出来ません。

- (1) 滞納者本人など、国税徴収法第 92 条（買受人の制限）の規定に該当する者
- (2) 換価処分の実行の妨害等の行為をした者等、国税徴収法第 108 条（公売実施の適正化のための措置）第 1 項各号の規定に該当する者
- (3) 国税徴収法第 99 条の 2 に規定する暴力団員等
※暴力団員等とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号で規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。
- (4) 公有財産の買受人について、一定の資格その他の要件を必要とする場合に、これらの資格等を有しない者
※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号で規定する暴力団、同法第 2 条第 6 号で規定する暴力団員、若しくは暴力団員と密接に関係を有する者は、福岡市暴力団排除条例第 6 条（市の事務及び事業における措置）において、市が実施する入札に参加できません。

2 添付書類

入札者が個人の場合は本人確認書類（マイナンバーカードや免許証等）の写しを、法人の場合は商業登記簿謄本（発行後 3 ヶ月以内）及び入札者の代表者の本人確認書類（マイナンバーカードや免許証等）の写しを添付して下さい。

また、代理人の場合は委任状に代理人の本人確認書類の写しを添付してください。

3 共同入札者・法人役員

複数の方で共有するため共同で入札する場合は共同入札者の氏名等を、法人名義で入札される場合は、商業登記簿謄本に記載の役員全員の氏名等を記入してください。

氏名	ふりがな	生年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

陳 述 書（個人用）

福岡市長 様

※内容を確認し、□にチェックを入れてください。



私は、暴力団員等ではありません。

暴力団等ではないことの陳述

※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条 第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。



私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。

「自己の計算において入札等をさせようとする者がいない」又は「自己の計算において入札等をさせようとする者が暴力団員等ではない」ことの申述

※該当する場合は、□にチェックを入れてください。



自己の計算において私に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。
この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

「自己の計算において入札等をさせようとする者」がいない場合はチェック不要

区分番号	特整／東区 ▲	陳述書作成日	令和 ●●年 ●●月 ●●日
入札者（買受申込者）	住所	〒●●●●●●●● 福岡市●●区●●○丁目○番○号	
	（フリガナ）	●●●● ●●●●	
	氏 名	●● ●●	
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 ☒ 昭和 ☐ 令和 ●●年 ●●月 ●●日	

公売広報等でご確認ください。

住所・氏名（フリガナ）・生年月日・性別については、それらを証明する文書（住民票等）のとおり記載してください。

【注意事項】

【注意事項】をよく読んで記載してください。

- 本様式は、入札者（買受申込者）が個人の場合に使用する陳述書です。
陳述書は、入札等を行う財産（区分番号）ごとに作成し、入札等までに提出してください。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 共同で入札等を行う場合は、入札者（買受申込者）ごとに陳述書を提出してください。
- 提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。
- 入札者（買受申込者）が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを提出してください。
- 自己の計算において入札等をさせようとする者（入札者（買受申込者）に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。）がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。**

7 虚偽の陳述をした場合、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります（国税徴収法第189条）。

【記載例】 入札者（買受申込者）が法人の場合

陳述書（法人用）別紙「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」を併せて提出してください。

陳 述 書（法人用）

福岡市長 様

※内容を確認し、□にチェックを入れてください。

☒ 当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。

法人の役員が暴力団等ではないことの陳述

※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条 第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。

☒ 当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。

「自己の計算において入札等をさせようとする者がいない」又は「自己の計算において入札等をさせようとする者が暴力団員等ではない」ことの申述

※該当する場合は、□にチェックを入れてください。

☐ 自己の計算において私に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。
この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

「自己の計算において入札等をさせようとする者」がいない場合はチェック不要

区分番号	特整／東区 ▲	陳述書作成日	令和 ● 年 ● 月 ● 日
入札者（買受申込者）	法人所在地	〒●●●●●●●● 福岡市●●区●●○丁目○番○号	
	(フリガナ)	●●●●●●●●	
	法人名称	●●●●●●●●株式会社	
	代表者氏名	●● ●●	
	役員	陳述書（法人用）別紙「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」のとおり	

公売広報等でご確認ください。

所在地・名称（フリガナ）については、それらを証明する文書（商業登記簿等）のとおり記載してください。

【注意事項】

【注意事項】をよく読んで記載してください。

- 本様式は、入札者（買受申込者）が法人の場合に使用する陳述書です。
陳述書は、入札等を行う財産（売却区分番号）ごとに作成し、入札等までに提出してください。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 陳述書（法人用）別紙「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」を併せて提出してください。
- 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 共同で入札等を行う場合は、入札者（買受申込者）ごとに陳述書を提出してください。
- 提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。
- 入札者（買受申込者）が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを提出してください。
- 自己の計算において入札等をさせようとする者（入札者（買受申込者）に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。）がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。

8 虚偽の陳述をした場合、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります（国税徴収法第189条）。

【記載例】 入札者（買受申込者）が法人の場合

入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項

法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）を併せて提出してください。

※該当する□にチェックを入れてください。

1	住 所	〒●●●●-●●●● 福岡市●●●区●●●○丁目○番○号		
	(フリガナ)	●●●●●●●●●●●●●●●●		
	氏 名	●●●●●●●●	役職	代表取締役
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☒ 昭和 ☐ 令和 ●●年 ●月 ●日		
3	住 所	〒▲▲▲▲-▲▲▲▲ ▲▲▲▲県▲▲▲市▲▲▲▲▲▲番地		
	(フリガナ)	▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲		
	氏 名	▲▲▲▲▲▲▲▲	役職	取締役
	生 年 月 日	☐ 大正 ☒ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和 ▲▲年 ▲月 ▲日		
4	法人の業務の執行又は監査に係る権限を有する者を全員記載してください。 【申述書に記載すべき役員の範囲の例】 株式会社及び有限会社 : 取締役、監査役、会計参与及び執行役 合名会社、合資会社及び合同会社 : 社員 その他の法人 : 上記役員等に準ずるもの なお、役員が法人の場合には、当該法人の役員についても陳述する必要があります。			
	住 所	〒 -		
5	(フリガナ)			
	氏 名		役職	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和 年 月 日		

【注意事項】

【注意事項】をよく読んで記載してください。

- 入札者（買受申込者）が法人の場合は、本書面及び「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」の提出が必要です。提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 役員全員（代表者を含む。）を記載してください。役員が6人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。

【記載例】 自己の計算において入札等をさせようとする者が個人の場合

自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

☒ 個人	住 所	〒 ● ● ● ● - ● ● ● ● 福岡市 ● ● 区 ● ● ● 丁目 ● 番 ● 号	
	(フリガナ)	● ● ● ● ● ● ● ●	
	氏 名	● ● ● ●	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ● ● 年 ● 月 ● 日 ☒ 昭和 ☐ 令和	
☐ 法人	「自己の計算において入札等をさせようとする者」が個人の場合、チェックを入れてください。		
	住所・氏名（フリガナ）・生年月日・性別については、それらを証明する文書（住民票等）のとおり記載してください。		
	役 員	別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項」のとおり	

【注意事項】をよく読んで記載してください。

【注意事項】

- 1 自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合は、本書面の提出が必要です（複数いる場合は、本用紙を複数枚用いてください）。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人である場合は、別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」の提出が必要です。
- 3 字体は鮮明に、**インク又はボールペン**で書いてください。
- 4 提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。
- 5 入札者（買受申込者）が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを提出してください。
- 6 この自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項は、入札参加資格の確認以外には使用しません。

【記載例】 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人の場合

自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

☐ 個人	住 所	〒 —	
	「自己の計算において入札等をさせようとする者」が法人の場合、チェックを入れてください。		
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 令和	年 月 日
☒ 法人	法人所在地	〒 ●●●● — ●●●●	
	(フリガナ)	福岡市 ●●● 区 ●●●	
	法人名称	●●●●●●●●●● ●●●●●●●●●●	
	役 員	別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」のとおり	

法人の所在地・名称（フリガナ）については、それらを証明する文書（商業登記簿等）のとおり記載してください。

【注意事項】をよく読んで記載してください。

【注意事項】

- 1 自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合は、本書面の提出が必要です(複数いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。)
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人である場合は、別紙「**自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項**」及び「**法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)**」の提出が必要です。
- 3 字体は鮮明に、**インク又はボールペン**で書いてください。
- 4 **提出後の陳述書(別紙を含む。)**の訂正や追完はできません。
- 5 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。
- 6 この自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項は、入札参加資格の確認以外には使用しません。

【記載例】 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人の場合

自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）を併せて提出してください。

1	住 所	〒●●●-●●●● 福岡市●●区●●○丁目		役職	代表取締役
	(フリガナ)	●●●●●●●●			
	氏 名	●●●●●●			
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☒ 昭和 ☐ 令和 ●●年 ●月 ●日			
3	住 所	〒◆◆◆-◆◆◆◆ ◆◆県◆◆市◆◆◆◆◆番地		役職	監査役
	(フリガナ)	◆◆◆◆◆◆◆◆			
	氏 名	◆◆◆◆◆◆			
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☒ 昭和 ☐ 令和 ◆◆年 ◆月 ◆日			
5	(フリガナ)			役職	
	氏 名				
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和 年 月 日			

住所・氏名（フリガナ）・生年月日・性別については、それらを証明する文書（住民票等）のとおり記載してください。なお、住民票等の添付は必要ありません。

法人の業務の執行又は監査に係る権限を有する者を全員記載してください。

【申述書に記載すべき役員の範囲の例】
 株式会社及び有限会社：取締役、監査役、会計参与及び執行役
 合名会社、合資会社及び合同会社：社員
 その他の法人：上記役員等に準ずるもの

なお、役員が法人の場合には、当該法人の役員についても陳述する必要があります。

【注意事項】

【注意事項】をよく読んで記載してください。

- 1 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人の場合は、本書面及び「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」の提出が必要です。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 3 役員全員（代表者を含む。）を記載してください。役員が6人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 4 提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。

記載例

別紙 2 1

令和 ●年●月●日

委任状

福岡市長 宛

委任者（入札者）

住所又は所在地

◆◆県◆◆郡◆◆町◆◆◆◆◆番地

氏名又は名称

（代表者氏名）

◆◆ ◆◆

電話番号

（ ◆◆◆◆ ） ◆◆ - ◆◆◆◆

次の者を代理人と定め、以下の権限を委任します

受任者（代理人）

住所又は所在地

福岡市●●区●●○丁目○番○ー○○○号

氏名又は名称

（代表者氏名）

●● ●●

電話番号

（ ●●● ） ●●● - ● ●

委任事項

令和●年●月●日開札の令和●年度第●回福岡市不動産公売の売却区分特整／東区

●に係る、

- 1 入札手続きに関する権限
- 2 公売保証金の納付の権限及び受領に関する権限
- 3 買受代金の納付に関する権限
- 4 公売財産の受領及び権利移転手続きに関する権限
- 5 上記1から4に附帯する一切の権限

一部の項目のみ委任される場合は該当の番号を○で囲んでください。

記載例

公売保証金提出書兼受入書

福岡市（売却区分 **特整／東区●**）に係る公
売保証金 提出金額 金 **▲▲▲** 円

提出者	住 所	福岡市○○区○○▲丁目▲番▲号
	ふりがな	まるまる まるまる
	氏 名 (名 称)	○○ ○○

上記のとおり公売保証金を提出します。

売却決定に係るものの公売保証金は、買受代金に充ててください。

令和●年●月●日

本書のとおり公売保証金を受け入れたい。		
課長	係長	係員

公売保証金を買受代金に充当してよろしい。		
課長	係長	係員

提出者欄

**公売保証金を納付する時に
記載して提出してください。**

- 個人の場合は住民票の住所
- 法人の場合は商業登記簿の住所
- 個人の場合は住民票の氏名
- 法人の場合は商業登記簿の法人名称及び代表者氏名

※代理人が入札する場合

代理人の住所氏名を記載してください。

- 代理人が個人の場合は住民票の住所・氏名
- 代理人が法人の場合は、商業登記簿の住所・法人名・代表者等氏名

公売保証金返還請求書

福岡市（売却区分 **特整／東区●**）に係る公売保証金の返還を請求します。請求金額 **▲▲▲** 円

令和●年●月●日

福岡市財政局特別滞納整理課長 様

請求者 (提出者)	住 所	福岡市○○区○○▲丁目▲番▲号
	氏 名	○○ ○○

本書請求にかかる公売保証金は国税徴収法第100条第6項の規定に該当するので提出者に返還してよろしいか。

起案	・	・	課長	係長	係員
決裁	・	・			
施行	・	・			

公売保証金返還金受領書

上記請求にかかる公売保証金の返還金 **▲▲▲** 円を受領しました。

福岡市財政局特別滞納整理課長 様

令和●年●月●日

受領者	住 所	福岡市○○区○○▲丁目▲番▲号
	氏 名	○○ ○○

収入印紙

●公売保証金の払戻請求時に窓口で記載していただきます。

※入札される方が営利法人又は個人で事情を営む場合には、200円の収入印紙が必要です。

記 載 例

入 札 書										
令和 年 月 日										
福岡市長 様										
入 札 者	住所	福岡市〇〇区〇〇▲丁目▲番▲号								
	ふりがな	まるまる まるまる								
	氏名 (名称)	〇〇 〇〇								
代 理 人	住所									
	ふりがな									
	氏名 (名称)									
※福岡市公売公告第3号に基づいて下記のとおり入札します。										
記										
売却区分		入 札 価 額								
特整		億	千万	百万 ¥	十万 〇	万 〇	千 〇	百 〇	十 〇	円 〇
公売財産所在地等		福岡市▼区●●▲丁目▲番▲一▲▲▲号 マンション1室								
注 意 事 項	1 字体は鮮明に、インクまたはボールペンで記入してください。 2 入札価額は見積価額以上の金額とし、頭部には、「金」又は「¥」の文字をつけてください。 3 入札価額の訂正は無効となります。 書き損じたときは、訂正しないで新しい用紙を請求してください。 4 架空の名義又は他人の名義を使わないでください。 5 代理人が入札する場合は、入札に先立って委任状を提出してください。 6 一度提出した入札書の引換え、変更または取り消しは出来ません。 7 入札者欄に記入した住所・氏名で所有権移転登記を行ないます。									

入札者欄

※ 落札した場合は、ここに記載された入札者に、所有権移転登記されることになります。

- 個人の場合は住民票の住所
- 法人の場合は商業登記簿の本店住所

- 個人の場合は住民票の氏名
- 法人の場合は商業登記簿の法人名称及び代表者氏名

代理人欄(代理人が入札する場合)

- 代理人が個人の場合は住民票の住所・氏名
- 代理人が法人の場合は、商業登記簿の住所・法人名称・代表者氏名

入札価額欄

- アラビア数字で円の単位まで記入してください。

● 見積価額以上の金額を記入してください。

- 金額の訂正は無効とします。

- 入札価額の頭部には「金」または「¥」の文字を付けてください。

記載例

入 札 書 (共同入札用)

令和 ●年●月●日

※ 福岡市長 様

入
札
者
記
入
欄

1	共同入札 代表者	住 所	福岡市●●●区●●●丁目○番○号	(持分)	
		ふりがな	●●●● ●●●	●分の▲	
		氏名・名称	●● ●●		
	2	共同 入札者	住 所	◆◆県◆◆郡◆◆町◆◆◆◆◆番地	(持分)
			ふりがな	◆◆ ◆◆◆◆	●分の■
氏名・名称			◆ ◆◆		
3	共同 入札者	住 所	福岡県▲▲市▲▲▲△番△号	(持分)	
		ふりがな	▲▲▲ ▲▲▲	●分の■	
		氏名・名称	▲▲ ▲▲▲		
4	共同 入札者	住 所		(持分)	
		ふりがな		分の	
		氏名・名称			
	代理人	住 所			
		ふりがな			
		氏名・名称			

※福岡市公売公告第1号に基づいて下記のとおり入札します。

記

売却区分	入 札 価 額									
特整／東区 ▲	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	●	●	●	●	●	●	●	●

公売財産所在地等 (土地) 福岡市■■■区■■■□二丁目□□□□番□、□□□□番☆

注
意
事
項

- 1 共同で入札する場合は、共同入札者全員から委任状の提出が必要です。
- 2 字体は鮮明に、インクまたはボールペンで記入してください。
- 3 入札価額は見積価額以上の金額を記入し、頭部には、「金」または「¥」の文字をつけてください。
- 4 入札価額の訂正は無効となります。
書き損じたときは、訂正しないで新しい用紙を請求してください。
- 5 架空の名義または他人の名義を使わないでください。
- 6 一度提出した入札書の引換え、変更または取り消しは出来ません。
- 7 入札者欄に記入した住所・氏名で所有権移転登記を行います。

入 札 書 別 紙 (共同入札用)

令和 年 月 日

売却区分番号
特整／東区▲

共同入札代表者氏名
● ● ● ●

5	共同 入札者	住所	福岡県▲▲市▲▲▲△番△号	(持分)
		ふりがな	▲▲▲ ▼▼▼▼	● 分の■
		氏名・名称	▲▲ ▼▼	
6	共同 入札者	住所		(持分)
		ふりがな		分の
		氏名・名称		
7	共同 入札者	住所		(持分)
		ふりがな		分の
		氏名・名称		
8	共同 入札者	住所		(持分)
		ふりがな		分の
		氏名・名称		
9	共同 入札者	住所		(持分)
		ふりがな		分の
		氏名・名称		
10	共同 入札者	住所		(持分)
		ふりがな		分の
		氏名・名称		
11	共同 入札者	住所		(持分)
		ふりがな		分の
		氏名・名称		

この別紙にも記載しきれないときは、別の別紙を作成し、必ず共同入札者全員を記載してください。

注 意 事 項	1 1枚目の入札に記載できなかった共同入札者全員の住所、氏名・名称、持ち分を記載してください。
	※1枚目の入札書に記載されている共同入札者は記載しないでください。
	2 字体は鮮明に、インクまたはボールペンで記入してください。
	3 架空の名義または他人の名義を使わないでください。
	4 一度提出した入札書の引換え、変更または取り消しは出来ません。
	5 入札書欄に記入した住所・氏名で所有権移転登記を行ないます。